

第3回須坂市国民健康保険運営協議会議事録（要旨）

1 開催日時

2024年2月19日（月） 午後1時30分 開会
午後3時15分 閉会

2 会議の場所

須坂市役所 保健センター3階 リハビリルーム

3 出席委員

竹本清子 松岡慎也 師岡京子 高野恭平
樋口義宏 堀野学嗣 永井康彦

4 欠席委員

大峽郁子 岡村將次 五明広樹 松澤正浩
松下英知 古川洋 若槻吉章

5 事務局出席職員

牧健康福祉部長・関野医療保険課長・高橋健康づくり課長・鈴木税務課長・堀内課長補佐兼福祉医療係長・津山課長補佐兼健康支援係長・赤沼健康支援係担当係長・宮崎国保年金係長・尾島国保年金係主任主事

6 傍聴者

0名

7 配付資料

- (1) 第3回 須坂市国民健康保険運営協議会資料
- (2) 須坂市国民健康保険運営協議会規則
- (3) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
- (4) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）修正箇所について
- (5) 長野県国民健康保険運営方針（令和6年4月改定）の概要
- (6) 2023年度版 須坂市の国保

8 会長あいさつ 永井 康彦 委員

本日はお忙しい中、第3回須坂市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきありがとうございます。本日の運営協議会の協議事項は、2024年度の事業費納付金、2024年度当初予算、医療費等の動向、制度改正に関する項目について協議する場となっています。委員の皆様には今後の国民健康保険の健全運営ができるよう、ご意見等をいただき健康長寿社会の実現へ取り組んで参りたい。

9 会議録署名委員の指名

被保険者代表 竹本 清子 委員、公益代表 樋口 義宏 委員 を指名

10 協議状況

(1) 国民健康保険事業費納付金について

事務局から説明（関野医療保険課長）

原案どおり了承

(2) 2024 年度須坂市国民健康保険特別会計当初予算（案）について

事務局から説明（関野医療保険課長・宮崎国保年金係長）

《主な意見と回答》

委員：歳出予算内の葬祭費とはどういった予算か。

事務局：国民健康保険被保険者が死亡した場合に喪主に対し 5 万円支給するための予算である。

(3) 須坂市国民健康保険医療費等の動向について

事務局から説明（宮崎国保年金係長）

原案どおり了承

(4) 2024 年度国民健康保険の制度改正について

事務局から説明（鈴木税務課長）

《主な意見と回答》

委員：税制改正（課税限度額の引き上げ・軽減判定所得の引き上げ）について、モデルケースなどあれば金額的にどのような影響があるのか。

事務局：課税限度額の引き上げについては、所得が高い世帯に影響がある。仮に国民健康保険加入者 2 名の場合、改正前の課税限度額の適用となる所得が約 780 万円だったものが約 850 万円まで引き上がる（差額約 68 万～70 万）。このため世帯所得が約 780 万円以上の世帯に関しては影響があると想定される。

軽減判定所得の引き上げについては、一定所得以下の世帯に影響がある。改正内容は、5 割軽減・2 割軽減の軽減基準額が見直しとなった。仮に国民健康保険加入者 2 名の夫婦世帯（年齢は 65 歳以上、収入は年金のみ、年金 125 万円以上）の想定で軽減判定所得を年金収入額に置き換えると、5 割軽減の対象は、年金収入 361 万円から 362 万円へ引き上げ。2 割軽減の対象は、年金収入 410 万円から 412 万円へ引き上げとなる（1 万円～2 万円増）。また、国民健康保険加入者 4 名（夫婦＋子（2 名）、収入は夫の給与のみ）の想定では、5 割軽減の対象は、給与収入 238 万 8 千円から 241 万 6 千円へ引き上げ。2 割軽減の対象は、給与収入 376 万 4 千円から 381 万 6 千円へ引き上げとなる（5 万 2 千円～2 万 8 千円増）。

(5) 出産被保険者に係る産前産後期間の保険税軽減措置について
事務局から説明（宮崎国保年金係長）

原案どおり了承

(6) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について
事務局から説明（高橋健康づくり課長）

原案どおり了承

(7) 長野県国民健康保険運営方針（令和6年4月改定）の概要について
事務局から説明（宮崎国保年金係長）

原案どおり了承

(8) 全体を通しての質疑・応答

委員：被保険者数や世帯数の推移について、3月までは減少傾向だが4月で増加する理由はなにか。

事務局：増加理由は、3月末退職により4月1日から国民健康保険に加入する方が多いため。その後就職等により減少していく。減少理由は、就職等による国民健康保険の喪失や75歳到達により後期高齢者医療制度への移行が主な要因である。

委員：被保険者数や世帯数の推移について後期高齢者についての表はないか。

事務局：国民健康保険の資料として作成しているため記載していないが、配付資料の「須坂市の国保」に記載されているので確認されたい。

委員：65歳で肺炎球菌の予防接種をするが、接種後5年で効果が弱くなるといわれている。接種5年後はどうなるのか。

また、带状疱疹の予防接種について、現在約300市町村で補助があるといわれているが、今後須坂市で補助対象とする予定はあるか。

事務局：ご質問の内容は国民健康保険に関するものではないが、須坂市として回答させていただきます。肺炎球菌の予防接種については、国の法定接種の対象であり65歳の際に補助対象となる。現在は65歳以上で未接種の場合、5年刻みで補助対象となる経過措置があるが来年度より経過措置が終了となる。効力が弱まるといわれている接種から5年後は、法定接種として接種することはできないため、実費での接種が基本である。带状疱疹の予防接種に対する補助については、国で法定接種の対象とするか検討中である。実費での接種は高額であるため、市としても法定接種となることを期待したい。

11 健康福祉部長あいさつ 牧健康福祉部長

今年度は3回開催となったがお忙しい中参加いただき、長時間にわたるご審議、ご意見を頂戴し感謝申し上げます。いただいた貴重なご意見を参考に引き続き国民健康保険の健全な運営と被保険者の健康増進のため健診受診率の向上や保健指導の実施等、データヘルス計画に

沿った事業を進めてまいりたい。今後も社会状況の変化や県の方針改正もあるかと思うが、引き続き事業の推進について皆様のご指導をお願いしたい。

2024年2月19日

会 長 永 井 康 彦

署名委員 竹 本 清 子

署名委員 樋 口 義 宏